

建設経済常任委員会

委員長 中川 庄一

平成28年度南相馬市一般会計補正予算について

質疑 6次産業化ネットワーク活動交付金事業について。市内の農林水産物等を活用した6次産業化及び地産地消を推進するため、協議会を立ち上げるが、名称に6次産業化とあわせて、地産地消を掲げている意図について伺う。

答弁 消費の拡大を図るうえで販路の拡大も重要だが、流通業者からは地元で消費されないと外に売り出すのに説得力がないということも聞き及んでいる。協議会の中で、地産地消の推進についても進めていく必要があるため、同時に掲げている。協議会の構成は、食品事業者や商工業関係者、ふくしま未来農業協同組合など、消費者に向けての事業を行っている団体を選んでいく。

質疑 海岸防災林関連事業

業について。潮害、飛砂及び風害の防備等の災害防止機能を高めるための高盛土造成工事にあたり、高盛土造成用土の保管場所の必要性と、場所を村上地区に選定した理由を伺う。

答弁 高盛土造成にあたっては、用地買収が終わった場所に、直接造成用土を搬入する計画である。真野地区は、太陽光発電事業者が所有する12万㎡の用土を仮置きしている土地がある。そこを明け渡すために、ストックヤードの整備が必要になる。村上地区の選定理由は、沿岸部では小高区の中心部に位置し、防災集団移転で買収した土地がまとまっているためである。

審査の結果、原案通り可決。

質疑 南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について

ついて。今回造成をする1.7haと1haの区画と隣接して、第一期工事で造成した2区画があるが、供用時期を伺う。

答弁 第一期工事の2区画は、道路から高い土地のため、道路と同じ高さになるよう土を採っている。工事は完了しており、企業からの問い合わせについても交渉できる状態である。

質疑 工場用地造成事業費に係る一般会計への償還見込み額について伺う。

答弁 今回の(株)井部製作所への売却が決定することで、一般会計からの借入残高が1億4千万円になる。また1.9haの土地については、売却が決まれば1億7千万円ほどになる見込みで、未償還額は完済となる。残りについては、金融機関からの起債を返還していく。

訴えの提起について

ついて。今回造成をする1.7haと1haの区画と隣接して、第一期工事で造成した2区画があるが、供用時期を伺う。

答弁 境界杭を打った場所が市の所有であるという市の主張と、公図上は自分の所有であると主張する被告との間で10年以上協議してきたが、互いの主張が平行線。

財産の処分について

質疑 今回の企業誘致について、今後の事業展開や地域の雇用について伺う。

答弁 (株)井部製作所は、千葉県山武市に工場を持ち、南相馬工場については当初11名で操業する。千葉工場より5人、市内雇用は6人を予定している。当該会社は、航空・宇宙産業も手掛ける技術力を持っており、南相馬工場においても国際認証を取得し、事業展開を進めて頂きたいと考えている。

審査の結果、原案通り可決。

財産の無償譲渡について

質疑 施設を使用していた他の団体や、地元行政区より、使用の申し出はなかったのか。「サポートセンターぴあ」への譲渡の経緯を伺う。

答弁 市の建物を譲渡する場合、優先順位があり、賃貸の土地であることから1番が土地の所有者、2番目が地元行政区となる。2者でなければ公募になる。今回2者とも、活用しないことから、土地所有者の意向もあり、現在使用している団体「サポートセンターぴあ」への譲渡の手続きを進めることになった。

審査の結果、原案通り可決。



無償譲渡される鹿島区ことぶき荘

東日本大震災・原子力災害 復旧復興調査特別委員会

委員長 水井 清光

道路整備に関する要望書 提出について

6月23日、特別委員会を開催し、県道12号原町川俣線および県道34号相馬浪江線が除染作業で発生した除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送ルートとなっていることから、交差点や急カーブ等の道路改良について具体的に要望するため、各委員に調査箇所を割り振りし、24・25日の2日間、早朝の道路状況について、市内をはじめ飯館村・川俣町へ赴き、委員全員による現地調査を行った。

この調査結果をまとめた資料を添付し、国土交通大臣、福島県知事等関係機関に対し「道路整備に関する要望書」を提出する。

要望書の内容については次の通り。

①県道12号原町川俣線および

び県道34号相馬浪江線の道路改良。

②都市計画道路下高平北長野線（インターアクセス道路）の早期整備。

③常磐自動車道について、いわき中央インターチェンジ以北の全線4車線化と、国費による小高区内の復興インターチェンジ設置。



要望書の内容（その1）

6月29日、6月定例会最終日に委員会提出議案として「道路整備に関する意見書（案）」を提出し、全会一致で可決した。意見書の送付先は、内閣総理大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、福島県知事。意見書の内容は以下の通り。

①県道12号原町川俣線および県道34号相馬浪江線に

道路整備に関する意見書 提出について

①(主)相馬浪江線(南相馬市鹿島区浮田地内外)



要望書の内容（その2）

あわせて、これらの実現がなされない場合、交通渋滞や事故が一層増加する懸念があることから、中間貯蔵施設への搬出ルートの変更を求める。



原町川俣線（飯館村臼石）

について、通過交通量の増加によって渋滞が慢性化し交通事故も増加している。さらに、除染作業で発生した除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送が予定されていることから、交差点や急カーブについて早急に十分な道路改良を行うこと。また、地域高規格道路として整備していくこと。

②都市計画道路下高平北長野線（インターアクセス道路）について、常磐自動車道と国道6号のアクセスのために、市街地の道路が慢性的に渋滞となっていることから、早

期整備を図ること。

③常磐自動車道について、いわき中央インターチェンジ以北の全線4車線化を図るとともに、常磐自動車道へのアクセス性を向上させ、避難住民の帰還促進や企業誘致といった復旧・復興の加速化に資するため、国費により小高区内に復興インターチェンジを設置すること。

あわせて、これらの実現がなされない場合、交通渋滞や事故が一層増加する懸念があることから、中間貯蔵施設への搬出ルートの変更を求めている。



相馬浪江線（原町区信田沢）